

■ 4条1項11号

不服 2024-008760

<本願商標>

「日日麦茶」(標準文字)

第30類「麦茶, ほうじ茶入り麦茶」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標:「日日茶」(標準文字)

第30類「茶, ハーブ茶, ボルトジンユを主成分とする茶, 茶飲料, ハーブ茶飲料, ボルトジンユの抽出成分を含有する茶飲料」

第35類「サプリメントの小売り又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 茶の小売り又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 健康食品の販売促進のための展示会の企画・運営又は開催, 茶の販売促進のための展示会の企画・運営又は開催」他、第41類、第43類及び第44類

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「日日麦茶」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、同書、同大で、まとまりよく一体に表され、該文字から生じる「ニチニチムギチャ」、「ヒビムギチャ」の称呼も、格別冗長というべきものでなく、無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標の構成中の「日日」の文字は「ひび。日ごと。毎日。」等を、「麦茶」の文字は「大麦を殻付きのまま炒いて茶の葉の代りとするもの。また、それを煎じた湯。」を意味する語(いずれも出典:広辞苑 第七版)であるから、本願商標は、その構成全体から「毎日の麦茶」程の一連の観念を理解させるものである。

そうすると、本願商標のかかる構成、称呼及び観念からすれば、ことさらに、その構成中、「麦茶」の文字部分を捨象して、「日日」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成文字全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然である。

してみると、本願商標からは、その構成文字全体に相応して、「ニチニチムギチャ」、「ヒビムギチャ」の一連の称呼及び「毎日の麦茶」の観念のみを生じるものとみるのが相当である。

したがって、本願商標より、「日日」の部分を分離抽出して、「ニチニチ」、「ヒビ」の称呼及び「毎日」の観念をも生ずるとし、その上で、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**日日麦茶**」は、かかる構成、称呼及び観念からすれば、ことさらに、その構成中、「麦茶」の文字部分を捨象して、「日日」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成文字全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然であるから、引用商標「**日日茶**」とは非類似の商標であると判断されました。

指定商品との関係からすると、本願商標「**日日麦茶**」を構成する「麦茶」の文字、また、引用商標「**日日茶**」を構成する「茶」の文字に、識別力が認められないのは間違いないでしょう。しかしながら、本事件では、本願商標「**日日麦茶**」の一体不可分性が認められ、「日日」の部分は要部にならないから、引用商標とは非類似であると判断されています。特に、一体的な観念が生じ得る点が重視されている印象です。

「毎日」という意味の語としては、「日日」よりも「日々」の漢字の方がよく知られており、一般的に用いられているのではないかと思います。そうすると、「日日」の文字には、「麦茶」や「茶」の文字と比較してかなりのインパクトがあり、必ずしも要部にならないとは言えないように思うのは当職だけでしょうか。

また、本審決のような観念の認定手法によれば、「日日紅茶」、「日日ウーロン茶」、「日日ほうじ茶」等からも全て異なる観念が生じ、結果として、本願商標や引用商標を含めてそれ

ぞれが非類似の商標であるということになりそうですが、本当に誤認混同は生じないもの
でしょうか。もし、これらの商標が使用された飲料商品がスーパー等で同じ売り場に売られ
ていたら、当職などは「日日」シリーズの商品だと考えてしまいそうです。

個人的には、本審決の結論には賛同できないものがあります。

(弁理士 永露 祥生)

< 2025年1月12日 >